



あなたの権利と財産を守ります
成年後見制度を考えてみませんか
九都府市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は認知症の人などの権利を保護するために成年後見制度の利用を促進します。

市民後見人養成研修（第11回）

事前説明会

を開催します。

あなたも **市民後見人** になりませんか。



千葉市では全ての方が自らの意思が尊重された生活が送れるよう成年後見制度の利用を促進することを目的として、判断能力が十分でない方を身近な立場から支える「市民後見人」の養成を行っています。
支援を必要とする方の身近な存在として、社会貢献活動に関心のある方は、ぜひご参加ください。

受講者のこえ

何らかの形で地域の役に立ちたいと思って受講しました。

多くの専門家から話を聞くことが出来て、大変だけれども貴重な経験でした。

今は仕事があるので、いずれ活動したいと思っています。

そんなつもりはなかったけれど、社協で支援活動を始めました。

説明会の日程・会場

| | | |
|-----|-----------------|------------------|
| 第1回 | 9月3日（火）14:00から | 高洲コミュニティセンター講習室1 |
| 第2回 | 9月9日（月）14:30から | 花島コミュニティセンター講習室1 |
| 第3回 | 9月10日（火）14:00から | 千城台コミュニティセンター講習室 |
| 第4回 | 9月13日（金）16:00から | 生涯学習センター研修室3 |

※養成研修の受講申込みには、事前説明会への参加が必須となります。

※各回の内容は同じです。いずれかの回にご参加ください。

（事前説明会の参加申込みは不要です。直接、会場へお越しください。）



千葉市成年後見支援センター（千葉市社会福祉協議会内）

〒260-0844 千葉県千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザC棟3階

TEL：043-209-6000 FAX：043-209-6021 MAIL：seinenkoken@chiba-shakyo.jp

対象

●千葉市在住・在勤の25歳～70歳の方（令和6年4月1日時点）

研修期間と主な内容

【前期課程】令和6年10月から令和7年1月（概ね隔週実施）

（主な内容）法律の基礎（家族法、財産法）、成年後見制度の理解、認知症や障害の理解、市民後見人に求められる倫理意識
千葉市の施策（高齢者福祉、障害者福祉の取り組み）、家庭裁判所の役割 など

【後期課程】令和7年7月頃 開講予定

（主な内容）権利擁護支援（高齢者虐待と障害者虐待）、消費者被害、自己覚知、傾聴とコミュニケーション、意思決定支援、成年後見人の実務（専門職の活動事例） など

会場案内

◆高洲コミュニティセンター（美浜区高洲3-12-1）

JR京葉線「稲毛海岸駅」徒歩3分

◆花島コミュニティセンター（花見川区花島町308 花島公園センター内）

JR総武線「幕張駅」からバス「花島公園」徒歩1分 または、京成線「八千代台駅」からバス「花見川交番」徒歩20分

◆千城台コミュニティセンター（若葉区千城台西2-1-1）

千葉都市モルール「千城台駅」徒歩3分

◆千葉市生涯学習センター（中央区弁天3-7-7）

JR「千葉駅」徒歩8分 または、千葉都市モルール「千葉公園駅」徒歩5分

市民後見人の活動

千葉市成年後見支援センターが実施する養成研修を修了後、家庭裁判所から成年後見人等として選任された方は、「住民相互の助け合い」の観点から主に成年被後見人等の「生活を見守る」、「入居施設の費用を年金等の収入から支払う」などの身上保護を中心とした活動を行っています。

このほか、日常生活自立支援事業の生活支援員、地域における見守り活動の実践、地域の集会等における話題提供や、知り合いからの相談に応じるなど、地域の全ての方が自らの意思が尊重された生活を送れるようさまざまな活動に取り組んでいます。

